

網 監 査 第 27 号

平成 31 年 1 月 11 日

網走市長 水谷 洋一 様

網走市議会議長 工藤 英治 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田 庫 司 郎

定期監査実施後の指導事項に対する措置状況等の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 32 条の規定に基づき、平成 30 年度に実施した定期監査実施後の指導事項に関する措置状況等について、別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書
(指導事項に対する措置状況等)

網走市監査委員

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

議会事務局

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>契約事務において、次の不適切な事務処理が見られたので、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を順守した適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>(1) 決裁文書において、指名競争入札とした法令等の根拠が不適切であったこと。 (2) 設計審査書において、設計金額の算出根拠の書類が添付されていなかったこと。 (3) 設計金額と予定価格が一致していなかったこと。 (4) 予定価格調書において、「予定価格」の記載は必須であるにも関わらず未記入となっており、「入札・見積書比較価格」のみの記入であったこと。 (5) 入札において、「見積書」によって2者が入札していたこと。</p>
	内 容
措置内容	<p>■(1)～(4)については、法令・例規の条文及び関係書類の確認が疎かになっていた。 (5)においては、応札事業者が誤って「見積書」を提出することは想定しておらず、入札実施時における書類の基本的な確認が疎かとなっていた。</p> <p>基本的な契約事務であるため、今後は地方自治法及び網走市契約に関する規則の条文に基づき、事務取扱について改めて確認を行い、チェック事項を強化して適正な事務処理の遂行に努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

総務防災課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>長期継続契約については、「網走市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく「網走市長期継続契約を締結することができる契約に係る事務取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）により、長期継続契約である旨を明記すること及び、契約条項の特記事項として、契約解除の条項を設けることとなっていることから、次年度以降、契約期間満了までの期間は覚書を取り交す等、取扱要領を順守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■今回指摘のあった2件の長期継続契約のうち、デジタル印刷機賃貸借契約については平成30年7月31日をもって既に契約期間が満了しており（契約期間：平成27年8月1日～平成30年7月31日（3年間））、かつ、当面は新たな印刷機の賃貸借契約を締結する予定がないため、次年度以降の対応はありません。（指摘事項として留めるものとする。）</p> <p>■AED 賃貸借契約については、長期継続契約の期間が平成32年7月31日（平成27年8月1日～平成32年7月31日の5年間）となっており、ご指摘のとおり、契約書面上において事務取扱要領に定める下記項目、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 第234条の3に基づく長期継続契約であること。 ・契約期間の表記（5年間）が条文中に明記されていないことから、本年度中に契約の相手方と協議の上で「覚書」を取り交わすこととしたい。 <p>■なお、いずれの契約においても事務取扱要領に定める「契約条項の特記事項」（歳出予算において減額、削除があった場合には本契約を変更又は解除できること、またそれに伴う損害賠償の請求は不可とすること）は明記済みとなっている。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

市民活動推進課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>長期継続契約については、「網走市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく「網走市長期継続契約を締結することができる契約に係る事務取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）により、長期継続契約である旨を明記すること及び、契約条項の特記事項として、契約解除の条項を設けることとなっていることから、次年度以降、契約期間満了までの期間は覚書を取り交す等、取扱要領を順守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■本指摘事項は、「網走市食品加工センター管理運営事業」に係るコピー機の長期継続契約が該当する事業と考えられる。</p> <p>網走市食品加工センター（みんぐる）のコピー機に係る長期継続契約については、指摘の通り、年度内に契約書に係る覚書（平成31年4月1日以降から契約満了日まで適用）を相手業者と取り交わし、対応する予定である。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

市民活動推進課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>随意契約を締結しようとするときは、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項」のいずれかの号に該当するかを明らかにし、1 者により随意契約を締結する場合は、その契約事由及び法的根拠を決裁文書において具体的に明記する必要がある。今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■本指摘事項は、「花いっぱいのもちづくり推進事業」、「市民活動センター管理運営事業」及び「消費生活相談事業」が該当する事業と考えられる。</p> <p>「花いっぱいのもちづくり推進事業」(花いっぱい運動に係る花苗育成及び配布業務委託について)【平成 30 年 4 月 10 日起案 (決裁文書)】においては明記していたが、「市民活動センター管理運営事業」及び「消費生活相談事業」においては、契約事由及び法令根拠の記載がなかったことから、今後は、法令順守に努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

市民活動推進課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」の規定により、シルバー人材センター並びに福祉施設等を相手方とする物品又は役務の提供に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には、「網走市契約に関する規則」及び「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に定める公表等の手続をするものとされている。</p> <p>今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■本指摘事項は、「花いっぱいのみちづくり推進事業」が該当する事業と考えられる。</p> <p>「花いっぱいのみちづくり推進事業」において、公示番号を取得せずに公示を行っていたことが判明した。また、平成30年度においては、公示そのものを怠っていたことが判明したため、今後、特定随意契約を締結するにあたっては、公示番号を取得、記載の上、公示を行うよう法令等を遵守し、適切な事務の取扱いを図る。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

介護福祉課

	内 容
指導項目	<p>■公金の適正な取扱いについて</p> <p>介護保険料の徴収に伴う釣銭について、会計管理者から釣銭の交付を受けずに私費で対応していた。</p> <p>収納する現金の取扱件数が少ないものや、一時的なものについて釣銭を用意すると不必要に釣銭管理の事務が生じることにはなるが、公金を取扱う所属において、職員個人の所持金と公金とを混在させて取扱うことは、不正や間違いの原因となり不適切であることから、適正な事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■指導に基づき会計管理者から釣銭の交付を受け、対応するよう改善した。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

子育て支援課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>予定価格が「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」に基づく「別表第五」で定める額を超えた随意契約が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、原則入札に基づき契約すべきであることから、随意契約で締結するのであれば、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項」のいずれかの号に該当するかを明らかにし、その契約事由及び法的根拠を決裁文書において具体的に明記する必要がある。</p> <p>今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■指摘のあった保育所廃棄物収集業務委託契約については、平成 31 年度より随意契約から入札契約へ変更する。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

博物館

	内 容
指 導 項 目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」の規定により、シルバー人材センター並びに福祉施設等を相手方とする物品又は役務の提供に係る随意契約(特定随意契約)を行う場合には、「網走市契約に関する規則」及び「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に定める公表等の手続をするものとされている。</p> <p>今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>■地方自治法施行令に規定する特定随意契約に該当する契約については、定期監査以降、網走市契約に関する規則及び関係要綱の規定に従い処理するよう徹底を図っている。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

網 監 査 第 30 号

平成 31 年 1 月 11 日

網走地区消防組合 管理者 水 谷 洋 一 様

網走地区消防組合議会 議 長 工 藤 英 治 様

網走地区消防組合監査委員 藤 原 誉 康

網走地区消防組合監査委員 深 川 昇

定期監査実施後の指導事項に対する措置状況等の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 32 条の規定に基づき、平成 30 年度に実施した定期監査実施後の指導事項に関する措置状況等について、別紙のとおり提出します。

平成30年度

定期監査結果報告書

(指導事項に対する措置状況等)

網走地区消防組合監査委員

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

網走地区消防組合（消防本部）

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>(1) 長期継続契約については、「網走地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく「網走地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約に係る事務取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）により、長期継続契約である旨を明記すること及び契約条項の特記事項として、契約解除の条項を設けることとなっていることから、次年度以降、契約期間満了までの期間は覚書を取り交す等、取扱要領を順守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>■網走地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約に係る事務取扱要領を遵守し、適正な事務の取扱いを徹底いたします。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄